

情報基盤システム管理委員会規程

〔平成16年5月25日〕
歴博規第19号
最近改正 平成19年4月1日

(任務)

第1条 情報基盤システム管理委員会（以下「委員会」という。）は、館長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 博物館の情報システム・ネットワークの運営管理に関すること
- (2) 博物館の情報セキュリティに関すること
- (3) その他博物館の情報システム管理に関すること

2 前項のうち、第2号については、緊急の場合、委員長の専決によって対処できることとする。ただし、その経緯について、すみやかに委員会に報告しなければならない。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 情報基盤システム管理委員長
- (2) 博物館資源センターの情報担当
- (3) 管理部長
- (4) 総務課長
- (5) 館長が指名する研究教育職員 若干名

2 前項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を行う。

(議事)

第4条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行に伴い、従前の規程による委員の任期は満了したものと扱う。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、人間文化研究機構組織規程（人間文化研究機構規程第1号）について所要の改正がなされるまでの間、本規程中の「博物館資源センターの情報担当」は「情報委員長」に読み替えるものとする。
- 2 この規程の施行に伴い、従前の規程による委員の任期は満了したものと扱う。
- 3 この規程の施行後、最初の館長が指名する委員の任期の始期は平成19年4月1日として扱う。